

資料2

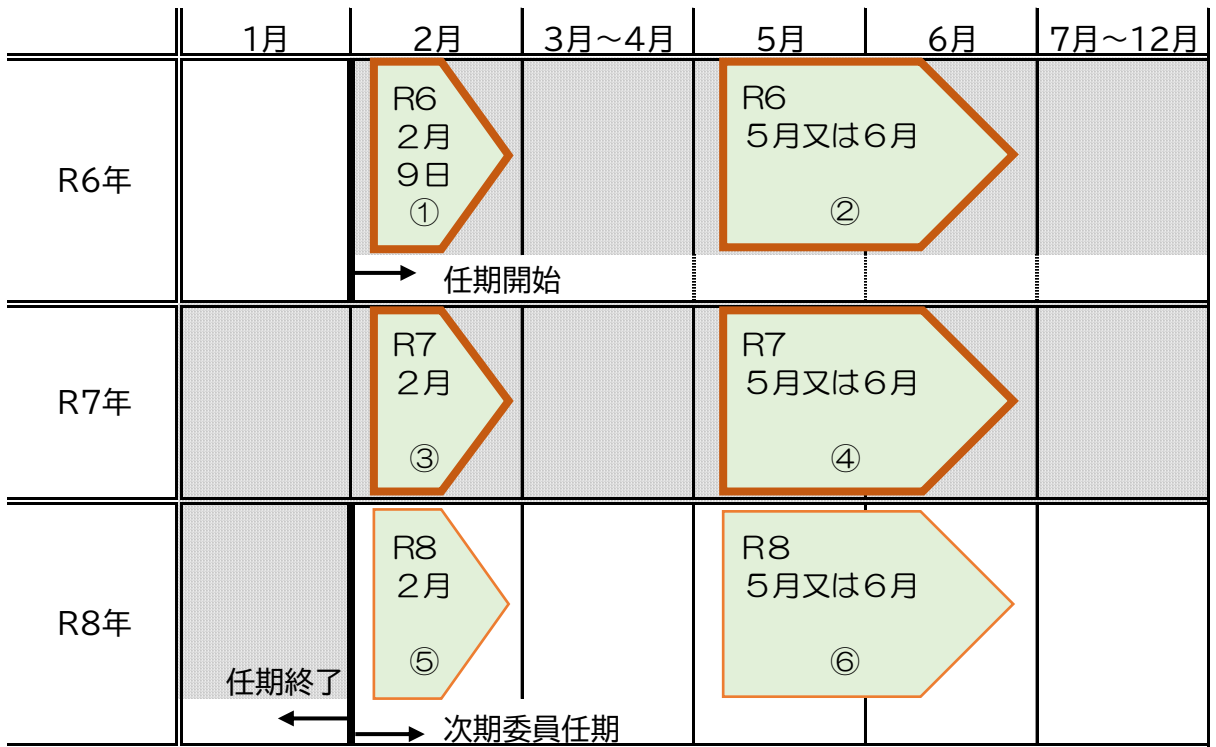
委員の任期及び今後のスケジュール

福島市難病対策地域協議会設置要綱

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。



…現任期間
(令和6年2月から令和8年1月)

○ …協議会
数字 通算回数

- (本日) R6年2月9日(金) : ①回協議会
- R6年5月または6月 : ②回協議会
- R7年2月 : ③回協議会
- R7年5月または6月 : ④回協議会